

【公開版】

| | |
|----------|------------------------|
| 日本原燃株式会社 | |
| 資料番号 | 共通 07 <u>R 2</u> |
| 提出年月日 | 令和 3 年 <u>9</u> 月 17 日 |

設工認に係る補足説明資料

添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化

目 次

- 1. 概要..... 1
- 2. 補足説明すべき項目の抽出..... 1

添付－1 補足説明資料における対象施設および後次回申請への適用等の示し方

1. 概要

- 本資料は、再処理施設、MOX燃料加工施設の申請書に必要な書類を整備するために、設工認本文および添付書類等の内容を踏まえ、説明を充実させるために補足説明が必要な項目の抽出等の方針について説明するものである。
- 技術基準への適合性の説明に必要な本文記載事項および計算等の結果を示す添付書類・添付図面に対し、その設計を行う根拠や、設計条件として採用している数値のエビデンス、一般産業品に適用する規格基準等、設備設計の妥当性を示すためのバックデータや申請書に対する追加説明となる事項を、補足説明資料として示す必要がある。
- これら補足説明が必要な項目について、申請書添付書類等で記載する事項との関係を踏まえた考え方を以下に示す。

2. 補足説明すべき項目の抽出

(1) 補足説明の位置づけ等

- 補足説明では、設工認申請の添付書類に記載する入力条件、環境条件、出力値、評価式、参考文献等、評価・説明に関する条件や資料等を事業変更許可で示した設計方針からどのように展開したか、あるいは判断基準を設定した根拠は何か等について具体的に説明する。
- 特に、事業変更許可において、具体的な判断基準となる値等を示さず、基本的概念を示している場合は、以下に示す事項が、詳細設計の妥当性を示すうえで重要となることから、根拠となる規格・基準、試験データ等をもとに説明する。
 - ・ 事業変更許可で示した基本的概念を判断基準に展開した具体的根拠
 - ・ 前提となる条件設定の保守性や適切性
 - ・ 評価方法の妥当性

(2) 補足説明が必要な項目の抽出の方法

- 基本設計方針から展開する各添付書類において何を詳細設計として示す内容を踏まえてその根拠、妥当性等を示す必要のある項目として補足すべき事項を抽出する。
- 添付書類の説明項目単位で補足説明が必要な項目を展開し、基本設計方針から詳細設計への展開が同じ項目については、類型化を図り、補足説明資料の項目を設定する。
- この際、安全審査時に整備した整理資料の内容を参考とし、補足説明すべき項目に応じ、補足説明資料を作成する単位を明確にする。
- 補足説明が必要な事項は、先行の発電炉における補足説明資料の構成等を踏まえ、以下を念頭に抽出する。
 - ✓ 設計や評価の考え方（例：対象設備選定等の考え方）
 - ✓ 設計や評価の根拠（例：評価条件等の根拠の保守性、事業変更許可申請書担保事項からの展開）

- ✓ 設計や評価の妥当性（例：適用する規格基準、評価式等の妥当性）
- ✓ 既設工認との相違（例：既認可実績のない設計・評価内容の適用性）
- また、添付書類での記載内容を踏まて、その根拠、妥当性等として技術基準適合性の説明が必要な項目として抽出した項目に対して、発電炉での補足説明資料の項目、記載内容との比較を行い、抽出された項目に補足説明資料として追加すべき事項がないか確認する。
- 以上の確認プロセスにより、添付書類の記載の根拠等として準備すべき補足説明資料を網羅的に作成できるものとする。
- さらに、先行する発電炉の設工認の添付書類との比較を行い、詳細設計の展開において当社と異なる事項を抽出し、追加すべき補足説明資料がないか確認する。
- 具体的な補足説明項目の抽出、発電炉との比較の展開については、「共通00 共通的な補足説明について」において技術基準規則の各条文への展開として作成する別紙5で明確にする。

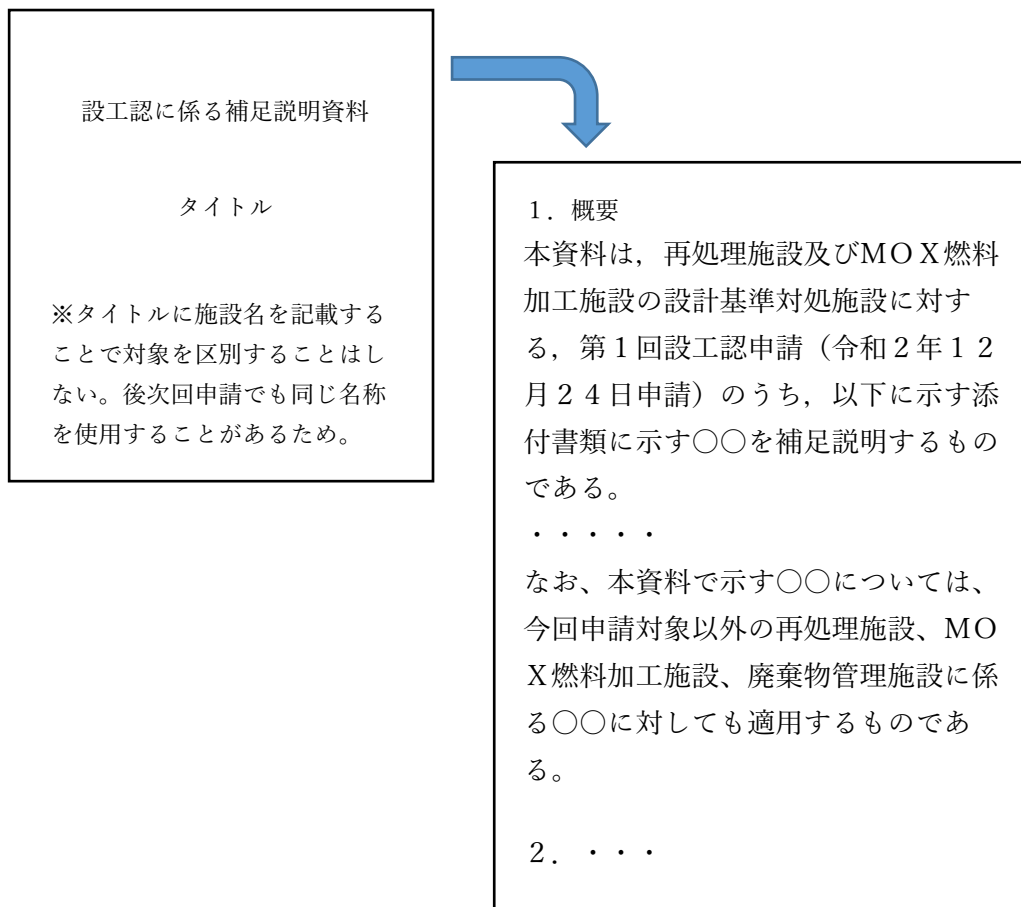
（3）分割申請を考慮した補足説明資料の構成

- 再処理施設、MOX燃料加工施設等の施設ごとに上述の別紙5で補足すべき事項の抽出等を行い、分割申請全体を考慮した補足説明資料としての構成を設定する。
- 再処理施設とMOX燃料加工施設で同様の補足説明資料を説明する場合は、共通的な補足説明資料となるよう資料の構成、記載内容等を設定する。どの施設を対象としているかについては、補足説明資料のタイトルではなく、資料中の概要の記載で明確にする。
- 再処理事業所に対する設計上の考慮やガイド等を踏まえた再処理施設とMOX燃料加工施設で共通的な設計に対する補足説明資料については、共通の補足説明資料として作成し、申請対象設備に対する評価結果等の個別で示すべき事項については、共通的な説明事項との関係を明確にしたうえで、別紙等の形で個別の申請対象設備に対する説明、計算結果、評価結果等の説明を行う。（例えば、評価部位の選定の考え方、共通的な分類による評価部位の選定などの共通事項は本文事項とし、共通事項を踏まえた個別設備の評価部位の選定結果および共通事項を踏まえた選定の考え方については別紙として示す。）
- 「（2）補足説明が必要な項目の抽出の方法」の結果として、後次回申請で同様の補足説明資料が必要となる場合は、後次回において新たに別の補足説明資料として設けることはせず、すでに説明済みの補足説明資料の内容を充実（対象設備の追加等）することで対応する。この場合に、資料中の概要の記載において、補足説明資料中のどの内容が後次回申請で適用されるのかを明確にする。廃棄物管理施設で同様の補足説明資料が必要となる場合も同様とする。
- また、補足説明資料の本文に示す共通事項に対する詳細な根拠等は別添、添付資料、添付図等として示す。（添付-1 参照）

- 類似したタイトルであっても補足の内容として共通事項がなく、再処理施設とMOX燃料加工施設でそれぞれ補足説明資料を作成する場合には、補足説明資料の概要等の記載においてその理由を明確にする。
- 補足説明資料を分割申請において複数の申請書に対して同じ名称、内容で記載を展開する場合は、当該申請以降の申請において、対象となる設備や補足説明資料内の記載で共通として取り扱う部分を明確にする。

以 上

補足説明資料における対象施設および後次回申請への適用等の示し方



<補足説明資料の構成>

